

65歳以上の郡山市民の方を対象に

補聴器の購入費用を 助成します



【 郡山市高齢者補聴器購入費助成事業 】

難聴の高齢者の方のコミュニケーションの不便さを解消して、安心して社会参加ができるよう、補聴器の購入費用の一部を助成します

(※予算の範囲内での助成となるため、年度途中で受付を終了する場合があります。)

◆ 対象となる方は、**次の①～④の要件を全て満たす方**です

- ① 65歳以上の郡山市民の方
- ② 市民税非課税世帯の方で、市税等に滞納がないこと
- ③ 両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、耳鼻咽喉科の医師が補聴器の装用を必要と認める方
- ④ 聴覚障害の身体障害者手帳の交付対象とならないこと

※聴覚障害の身体障害者手帳が交付になるのは次の方です

- ・両耳の聴力レベルが70dB以上の方
- ・片方の耳の聴力レベルが90dB以上で、もう一方の耳の聴力レベルが50dB以上の方

◆ 助成する金額

補聴器の購入費用の2分の1を助成します

ただし、助成する金額は30,000円(上限額)までになります

※補聴器(管理医療機器の認証を受けた新品のもの)本体のみが助成の対象です
集音器、付属品等は助成の対象となりませんので、ご注意ください

※助成を受けるためには、**事前の申請が必要です。**

申請前に購入したものについては、助成対象となりません。



問い合わせ：郡山市健康長寿課

[郡山市朝日一丁目23番7号 市役所本庁舎1階]

電話番号：024-924-2401

申請から助成金交付までの手続きについて

- 1 申請に必要な書類を準備する**
※健康長寿課窓口で受け取る、または、市ウェブサイトからダウンロード
- 2 医療機関(耳鼻咽喉科)を受診して意見書を作成してもらう**
※意見書は、市で定めた専用の様式となります
※受診にかかる費用や書類の作成費用等は自己負担です
- 3 補聴器販売店で補聴器の見積書を作成してもらう**
※購入予定の補聴器のメーカー名、品名、型番、金額などが記載された見積書
- 4 申請に必要な書類が全て揃ったら健康長寿課へ提出**
※提出書類：申請書、医師の意見書、補聴器の見積書
※郡山市が所得確認をできない方は、別途、所得課税証明書の提出も必要
- 5 市から助成の決定通知が届いたら補聴器を購入**
※市で申請内容を確認後、申請者に対して決定(却下)の通知等を送付します
【注意】助成が決定する前に補聴器を購入してしまうと助成ができなくなります
- 6 補聴器を購入後、助成金請求書等を健康長寿課へ提出**
※提出書類：完了報告書兼助成金請求書、領収書の写し、補聴器購入費の明細等
- 7 申請者の指定する口座に助成金を振込します**
※書類の提出後、振込までには約1ヶ月程度の期間を要しますのでご了承ください

【その他】

※聴力検査の結果によっては、助成の対象とならない場合がありますので、検査の結果をよく確認いただいたうえ、申請手続きを進めるようにしてください

聴力(両耳)	40デシベル未満	40デシベル以上	70デシベル以上
助成の可否	× 難聴の程度が軽度のため 助成の対象外です	○ 本事業の助成対象	× 身体障害者手帳の交付対象 のため別制度での助成対応

※上記の表にあてはまらないケースの場合は、健康長寿課へお問い合わせください
(例：右耳が40デシベルで左耳が80デシベル等の場合など)

※助成金の対象となるのは、補聴器(医療機器に該当するものに限る)本体のみです
集音器の購入費や付属品、修理・点検費用は助成の対象外です

※助成は一人1回限りです